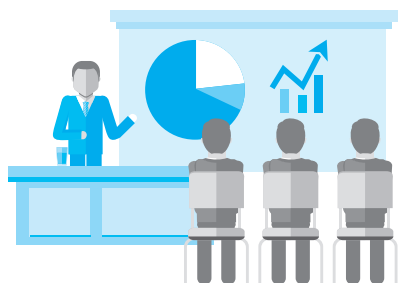


## 会議報告



国際会計士倫理基準審議会  
ボードメンバー  
一橋大学大学院商学研究科  
教授

ふくかわ ひろのり  
**福川 裕徳**

# 国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) ニューヨーク 会議報告

## ～パートC (企業等所属の職業会計士に関する規程) の見直しフェーズ2: 勧誘 (inducements) に関する公開草案の公表決定、セーフガードの見直しフェーズ2、他～

2017年6月19日から21日までの3日間、国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) の会議が、アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants: AICPA) のニューヨークオフィスにおいて開催された。IESBAは、パブリック・ボードメンバー5名、監査実務ボードメンバー9名、非監査実務ボードメンバー4名の合計18名のボードメンバーで構成されている。議長は、パブリック・ボードメンバーであるStavros Thomadakis氏である。

各ボードメンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、大半のボードメンバーは参加させている。そのほか、日本の金融庁およびECからの公式オブザーバーそれぞれ1名、IESBAの諮問助言グループ (Consultative Advisory Group: CAG) の議長、公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board: PIOB) のメンバー1名、IESBAスタッフおよび一般傍聴者が参加している。今回のニューヨーク会議には、ボードメンバー18名を含め50名近い参加者があった (電話での参加を含む)。日本からは、パブリック・ボードメンバーの筆者と、筆者のテクニカル・アドバイザーである矢定俊博氏が参加した。

以下、プロジェクトの進捗状況や重要性を勘案し、説明の便宜上、取り上げられた議題の順番を入れ替えながら今回の会議の概要を報告する。

(注) IESBAが策定しているCode of Ethics for Professional Accountantsは、本稿においては、倫理規程という。また、特に断り書きがない限り、専門用語や参照セクション・パラグラフ等はこの倫理規程のものであって、日本の倫理規則等のものではない。

## 1 2017年3月ニューヨーク 会議議事録の承認とイントロ ダクション

前回会議(2017年3月ニューヨーク)以降のIESBAの活動等について報告があった。加えて、前回会議の議事録が承認された(前回会議の報告については、本誌2017年7月号を参照されたい)。

## 2 倫理規程のパートC(企業等 所属の職業会計士に関する規 程)の見直しフェーズ2:勧誘 (inducements)

このプロジェクトは、2つのフェーズに分けて進められてきており、そのうちのフェーズ1については、すでに最終規定の内容が確定している。

前回の会議から、フェーズ2として、新構成の倫理規程のセクション250(現行規程のセクション350)における勧誘(inducements)についての見直しを検討している。さらに、企業等所属の職業会計士に適用されるセクション250の見直しと整合する形で、会計事務所等所属の職業会計士に適用されるセクション340、監査およびレビュー業務における独立性に関するセクション420、その他の保証業務における独立性に関するセクション906においても、それぞれ対応する見直しを検討している。

前回の会議およびその後、2017年5月に開催された電話会議で検討されている見直し案の全体的内容は、以下のとおりである。

- ① 勧誘という用語が、必ずしもネガティブな意味を持つものではなく、中立的な用語と位置づけられている。
- ② 勧誘が贈収賄等の違法行為に該当する場合には、このセクションの範囲には含まれない。

③ 違法行為に該当しない勧誘については、意図の評価が行われる(intent test)。ここで、勧誘がその受領者(職業会計士)に対して不適切な影響を与えることを意図していると評価される場合には、当該勧誘を行っては(受領しては)ならない。なお、このintent testには、「第三者テスト」(合理的で、情報を有する第三者がどう考えるかについてのテスト)も含まれている。

④ 不適切な影響を与えることを意図していないと評価された勧誘については、次に概念フレームワークが適用され、阻害要因の識別、その評価、それへの対応が行われる。

⑤ 家族および近親者についても、上記の体系に沿った見直しを行う。

この見直し案の内容については、これまでの検討において基本的に合意されており、今回の会議では、細かい文言・表現等を中心に検討が行われた。

その結果、公開草案(exposure draft: ED)の内容が固まり、出席ボードメンバー全員の賛成により、EDを公表することを決定した。このEDは2017年8月に公表予定である。コメント募集期間については、タスクフォースからは120日間で提案されたが、このEDにおける規定見直しの内容やほかのプロジェクトとの整合性等を考慮し、90日とすることが決定された。

## 3 倫理規程におけるセーフガードの見直しフェーズ2

セーフガードに関するプロジェクトは、2つのフェーズに分けて進められており、セーフガードの定義や、どのように阻害要因を識別・評価し、それに対応するかといった基本的事項に関する見直しを行うフェーズ1については、すでに内容が確定し、2017年1月にAgreed in principle文書が公表されている。

フェーズ2では、新構成の倫理規程のセクション600および950(現行規程のセクション290および291)の非監査業務の提供に関する規定の見直しを行っており、2017年1月にEDが公表された。そのコメント募集の締切りは2017年4月25日であった。EDに対しては46のコメントが寄せられた。それらは総じてEDの内容を支持するものであった。今回の会議ではそれらのコメントについての検討が行われた。

特に、今回の会議で議論された主な点は以下のとおりである。

① 非監査業務の提供可能性に関して、主として規制主体から寄せられたコメント:いくつかの非監査業務の提供を禁止する規定を設けるべきであるとのコメントが寄せられたが、これはセーフガードの明確化を目的とする本プロジェクトの範囲を超えるものであり、2018年以降に開始される新たな戦略期間において、別のプロジェクトとして扱われることとなる。

② リクルーティング業務の禁止に関するコメント:一部の回答者からは、特定のリクルーティング業務の提供を禁止することに対して、懸念が表明されている。ただし、誤解に基づくコメントもあると考えられる。このコメントに対応するため、「候補者のサーチ(searching for or seeking out candidates)」を説明することを目的とする適用指針パラグラフ案がタスクフォースから示されたが、この中に含まれる“psychological evaluations”という文言について異論が多く出され、再検討することとなった。

③ EDの中で示されているセーフガードの例に関するコメント:いくつかのコメントに示された懸念に対応するため、セーフガードの分類を含め、例示され

ているセーフガードの適切性を検討する。

さらに、今回のコメントの中には、フェーズ1に関係するものもみられた。具体的には、「阻害要因の水準を評価するための要因」とセーフガードの関係、「合理的で、情報を有する第三者(a reasonable and informed third party)」および第三者テストの利用、第三者テストを用いる職業会計士が基本原則に準拠していると結論づけるであろう「許容可能な水準」、「重要性(significance)」の用語の使用、等に関するコメントである。

特に、イギリス財務報告評議会(Financial Reporting Council: FRC)からのコメントで示されている第三者テストおよび「許容可能な水準」に対する懸念についての検討では、文言上の違いはあるものの、趣旨としてはフェーズ1に関するAgreed in principle文書の内容はFRCの指摘と整合するものであることが確認された。

今回の会議での検討を踏まえ、次回の会議において、コメントに対応するための修正案がタスクフォースから提示され、それについて検討が行われる予定である。

## 4 倫理規程のパートC(企業等所属の職業会計士に関する規程)の見直し:適用可能性(applicability)

倫理規程のパートCは、企業等所属の職業会計士に適用されるものであるが、特定の状況では、会計事務所等所属の職業会計士にも適用される。このプロジェクトは、会計事務所等所属の職業会計士へのパートCの適用可能性を明確にすることを目的とする見直しを行うものである。

2017年1月にEDが公表され、そのコメント募集の締切りは2017年4月25日

であった。EDに対しては39のコメントが寄せられた。それらは総じてEDの内容を支持するものであった。

コメントを受けて、要求事項パラグラフ(パラグラフR120.4およびR350.5)の文言を見直し、パートCが会計事務所等所属の職業会計士に適用される状況を明確にするとともに、要求事項パラグラフが個人としての職業会計士にのみ適用され、会計事務所等のその他の個人には適用されないことを明確にするための修正案が提案された。あわせて、適用指針パラグラフ(パラグラフ120.4 A1および350.5 A1)について、プレッシャーに関する具体的な例を1つ挙げるのではなく、パートCが会計事務所等所属の職業会計士に適用される状況の例を列挙する案が示された。

これらの修正案について行われた検討に基づいて、次回の会議では、あらためて修正案が提示される予定である。

## 5 倫理規程の構成の見直しフェーズ2

このプロジェクトもまた、2つのフェーズに分けて進められてきており、フェーズ1については、すでに2017年1月にAgreed in principle文書が公表されている。フェーズ2では、IESBAがこれまでに進めてきたパートC、違法行為への対応、長期的関与といった、フェーズ1には含まれていなかったほかのプロジェクトで見直された諸規定を対象としている。

2017年1月に、フェーズ2にかかるEDが公表されており、そのコメント募集の締切りは2017年5月25日であった。コメント募集の締切りから今回の会議の開催までに十分な時間がなかったため、今回の会議では、まだコメントの詳細な分析は行われておらず、その概要についての説明のみが行われた。

EDに対しては38のコメントが寄せられた。それらは総じてEDの内容を支持するものであった。次回の会議において、コメントの詳細な分析およびそれらに対応するための修正案が示される予定である。

## 6 職業的懐疑心(Professional Skepticism)

今回の会議ではまず、IESBA、国際監査・保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB)および国際会計教育基準審議会(International Accounting Education Standards Board: IAESB)の3つの基準設定主体の代表者で構成されるワーキング・グループが作成した文書「Professional Skepticism - Strengthening the Pillars: Observations of the IAASB-IAESB-IESBA Professional Skepticism Working Group」についての検討が行われた。これは、職業的懐疑心に関して、これまで3つの基準設定主体およびワーキング・グループが取り組んできたこと、ならびにそれに基づくオプザベーションをまとめた文書である。今回の会議では、この文書を公表することに対して全面的な支持がみられた。

また、今後、長期プロジェクトをどのように進めるかを検討するにあたり、このプロジェクトをめぐるこれまでの経緯について、あらためて説明がなされるとともに、このプロジェクトに関する論点について検討が行われた。今回、取り上げられた論点は以下のとおりである。

- ① 職業的懐疑心を一層高めることを求める主体が識別している、職業会計士の業務遂行に伴う欠陥とは何か。
- ② これらの欠陥に対処することがなぜ公共の利益に適っているのか。
- ③ 職業会計士の業務遂行に伴う欠陥

に対処するために必要な行動上の属性とはどのようなものか。また、それらは倫理規程において適切に扱われているか。

- ④ 特に、すべての職業会計士に職業的懐疑心の発揮を要求することに利点はあるのか。
- ⑤ 職業会計士の行動に影響を与える要因で、検討すべきものがあるか。
- ⑥ 倫理規程において属性や概念を導入するだけでは、職業専門家の行動に、求められている変化をもたらすことができないとすると、ステークホルダーの懸念に対処するためにほかにもどのようなアプローチがあるか。
- ⑦ ステークホルダーが提起している懸念に対応するために導入する規定は、すべての職業会計士を対象とすべきか、あるいはある部類の職業会計士のみを対象とすべきか。

以上の論点について、タスクフォースの見解が示され、それについての議論が行われたが、今回の会議で何らかの結論に達したわけではない。今後は、コンサル

テーション・ペーパーの作成・公表に向けて作業・検討を進めていくことを確認した。次回以降の会議において、タスクフォースから随時アップデートが報告されることとなっている。

## 7 監査報酬 (Fees)

今回の会議では、前回までの会議で提案されていた、ステークホルダーに対するアンケート調査についての検討を引き続き行った。その実施時期については、回答者の負担も考慮して、当初の計画を遅らせ2017年10月までに配布することとなった。このアンケート調査に加え、違法行為への対応 (NOCLAR) プロジェクトにおいて採用したような、ステークホルダーによる円卓会議の開催の可能性も検討された。しかし、これについては、時期尚早であるとの判断から、現時点としては開催を見送ることとなった。

いずれにしても、監査報酬に関する問題を倫理規程において扱うのかどうか、扱うとすればどのように扱うのかについて

の結論を出すのは、2017年6月に開催されたIESBAと各国基準設定主体との会議からのフィードバック、IESBAの次期戦略プランにかかるサーベイに対する回答、セーフガードに関するEDに対する回答、これから実施する監査報酬に関するアンケート調査に対する回答を検討した後となることが確認された。

## 8 次回の会議予定

次回の会議は、2017年9月19日から22日まで、ニューヨークで開催される予定である。この会議中には、IAASBとの合同セッションも予定されている。なお、その次の会議は、2017年12月4日から7日までの4日間の予定であったが、多くのプロジェクトに関して、最終的に規定の内容を確定する必要があることから多くの時間を要することが予想されるため、1日延長して12月8日までの5日間の開催とすることとなった。